

1 (施行期日)
この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年九月一一日政令第一〇五号）

この政令は、自然環境保全法の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二十号）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。